

提案募集検討専門部会 説明資料

町村の都市計画の決定に関する
都道府県の同意の廃止関係

国土交通省都市局都市計画課

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）（抄）

町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議については、運用指針で定められた協議に当たった際の留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。

（参考）H28.4都市計画運用指針を改正

協議の透明化、円滑化を図るべく、協議ルール作成における留意事項を明確化

- ① 都市計画決定等の手続に先立ち、十分な時間的余裕をもって事前協議を実施すること
- ② 協議における標準処理期間を設定すること
- ③ 協議不調の場合、協議内容に対する考え方を市町村都市計画審議会に提出すること

提案募集検討専門部会からの再検討の視点

ア 上記対応方針において「町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る」とされている趣旨を踏まえ、廃止の目処を明確に示した上で、留意事項の定着に向けた取組を速やかに進めるべきではないか。

イ 協議ルールを策定していない団体を含めほとんどの都道府県で留意事項が守られている又は概ね守られていることから、実態として、留意事項の定着は図られているのではないか。

ウ 大多数の市では、適切な協議の実施を通じて合意形成が図られているとは言えるのではないか。また、少数の支障事例については、周知の徹底、事後の関与を通じた是正等により対応できるのではないか。

→ 以上のことから、留意事項の定着に向けた更なる取組みを進めることを前提としたとしても、同意を廃止する結論を平成30年中に得るべきではないか。

8月ヒア後における留意事項の定着に向けた取組と定着状況①

町村の都市計画の決定に関する
都道府県の同意の廃止関係

協議ルールにおける留意事項の定着状況

	H30.7 調査 [団体]
協議ルールを策定	45
留意事項①を記載	28
留意事項②を記載	34
留意事項③を記載	13
全ての留意事項を記載	11

→ 残り2団体は協議ルールを策定していない
(いずれも策定を検討中)

協議ルールを制定している45団体のうち、**定めていない留意事項が1つ以上あるものは34団体**
特に**留意事項③**を定めている団体は**13団体**にとどまっている

※H30.10.1調査（次頁）により都道府県担当者の誤認があったことが判明した箇所の数値について一部修正

<留意事項の定着に向けた取組>

H30.8.29 事務連絡を都道府県宛に発出

町村の都市計画決定に係る都道府県知事の同意について、平成27年の閣議決定で「**留意事項の定着状況を踏まえ、…、廃止を含め、結論を得る**」とされている旨を改めて周知した上で、最新の定着状況や関係する具体的な事例等を示しながら、**留意事項を協議ルールとして適切に策定・更新するよう改めて要請**。

※内閣府地方分権改革推進室と調整の上、発出

H30.9.27 事務連絡を都道府県宛に発出

都道府県の取組を支援し、**横展開**を図るため、留意事項を位置付けている**協議ルールの優良事例を周知**。

※内閣府地方分権改革推進室と調整の上、発出

8月ヒア後における留意事項の定着に向けた取組と定着状況②

町村の都市計画の決定に関する
都道府県の同意の廃止関係

＜留意事項の定着状況＞

H30.10.1 都道府県に対し事務連絡等を踏まえた協議ルールの策定・更新意向等を調査

- 前回のヒアリング（H30.8）以降、新たに協議ルールを策定、更新した団体はない。
- 協議ルールを策定していない2団体は、半年以内又は1年以内に協議ルールを策定する方向で案を作成中。
- 協議ルールを策定している45団体のうち、定めていない留意事項が1つ以上ある34団体について、今後留意事項を協議ルールに位置付ける意向は一定程度確認できたもの、現時点では、**市町村との調整に入るための案の作成に未着手又は未了である団体がほとんど。**

26

■ 具体的な取組状況

留意事項を記載する、又は記載する方向で検討中 (24団体)	3ヶ月以内に実施見込み	2団体
	半年以内に実施見込み	14団体
	1年以内に実施見込み	4団体
	2年以内に実施見込み	1団体
	具体的な時期は未定	3団体
留意事項を記載しない、又は記載しない方向で検討中		2団体
留意事項の記載については未定		8団体

案を未作成	22団体
うち 作成に未着手	10団体
うち 作成に着手（未了）	12団体
案を作成し、市町村と調整中	2団体

提案募集検討専門部会からの再検討の視点に対する考え方①

町村の都市計画の決定に関する
都道府県の同意の廃止関係

ア 平成27年の対応方針において「町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る」とされている趣旨を踏まえ、廃止の目処を明確に示した上で、留意事項の定着に向けた取組を速やかに進めるべきではないか。

- 現時点で、2 団体が協議ルール未策定。また、策定済みの45団体のうち、留意事項③をはじめ、定めていない留意事項が1 つ以上あるものは34団体。
- 上記34団体について、今後留意事項を協議ルールに位置付ける意向は一定程度確認できたものの、現時点では、**市町村との調整に入るための案の作成に未着手又は未了である団体がほとんど。**
- 以上のことから、現時点では、対応方針で明記された「運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着」が図られたとは言えない。

27

イ 協議ルールを策定していない団体を含めほとんどの都道府県で留意事項が守られている又は概ね守られていることから、実態として、留意事項の定着は図られているのではないか。

- 運用指針で記載しているとおり、協議の透明化、実質化、円滑化等を図るためには、協議ルールとして留意事項を明記し、将来にわたって適切な協議が行われる環境を整備しておくことが必要。
- 留意事項③（協議不調時における都市計画審議会への知事意見等の提出）については、現時点では事例がないという理由で協議ルール化していない都道府県が多く、今後都道府県と市町村の考えに食い違いが生じた場合に適切な協議が行われない可能性があることから、あらかじめ協議ルールに位置付けておくことが必要。

ウ 大多数の市では、適切な協議の実施を通じて合意形成が図られていると言えるのではないかと。また、少数の支障事例については、周知の徹底、事後の関与を通じた是正等により対応できるのではないかと。

- コンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じている事例や周辺自治体等が自らのまちづくりにマイナスの影響を及ぼすとして反発している事例など、看過できない事例が発生していることは事実であり、対応方針に記載されているとおり、あらかじめ留意事項を協議ルールに位置付け、将来にわたって適切な協議が行われる環境を整備しておくことが必要。
- 都市計画は、私権制限たる土地利用制限を課すものであり、一旦決定した都市計画に基づき開発や建築が行われれば事後的な是正は困難であることから、法令に基づく基準・手続に従って事前に調整を図ることが必要。

<まとめ>

- 協議ルールが未策定、留意事項（特に③）が協議ルールに記載されていないなど、対応方針で示された留意事項の定着が未だ図られないことから、同意を廃止するという結論を本年中に得ることは難しい状況。
- 国土交通省としては、対応方針の趣旨を踏まえ、同意についての結論をできるだけ早く得ることができるよう、留意事項の定着に向けた自治体の取組を促進するなど、必要な環境整備を図ってまいりたい。

育児休業及び育児休業給付について

基本的枠組み

- 育児休業は、**労働者の雇用の継続**を図るため、子が1歳に達するまでの間に労働者の希望により取得できるもの（育児・介護休業法）。
- 育児休業中には、労働者が育児休業を取得しやすくし、**労働者の雇用の継続**を援助・促進するため、育児休業給付が支給される（雇用保険法）

29



さらなる休業が必要な場合の措置

- 雇用の継続を促進する観点から、基本的な枠組みは維持しつつ、子が1歳に達した以降も**なお休業が必要な特別な事情**がある場合には、子が最長2歳に達するまでの間に取得できる。
※休業が必要な特別な事情：保育所に入所できない場合等
- 延長した期間にも、育児休業給付が支給される。

育児休業期間の延長（育児・介護休業法、雇用保険法関係）

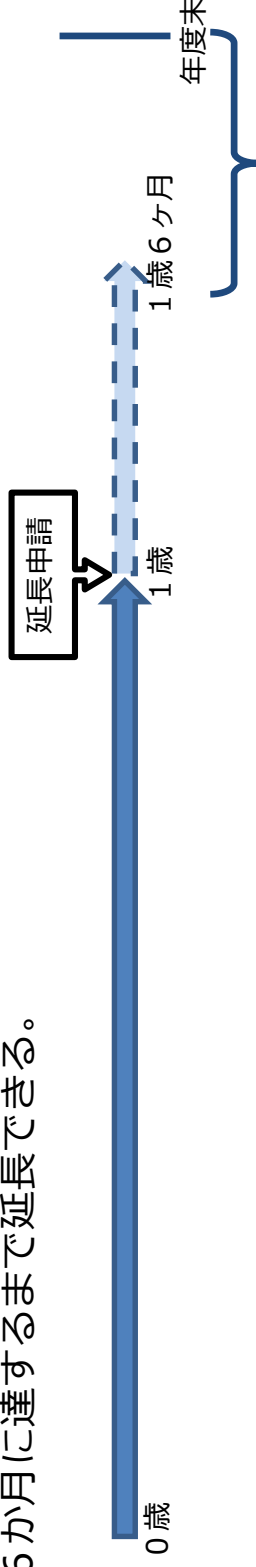
改正の趣旨

保育所に入れない等の理由で、やむなく離職する等、雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、保育所に入るまでは育児休業を取得出来るように措置する。

改正前の内容・課題

※ 1歳6か月までの延長は平成16年育児・介護休業法等改正で措置。平成17年4月1日から施行。

- 育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで。保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる。

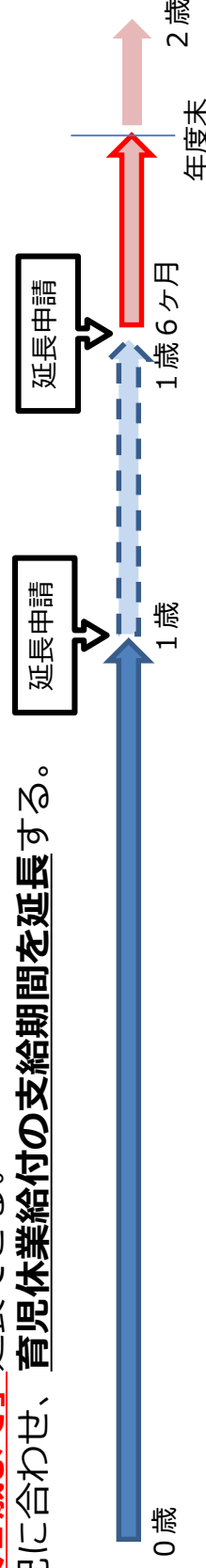


<課題>

保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間となる。

改正の内容【平成29年10月1日施行】

- 1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できる。
- 上記に合わせ、育児休業給付の支給期間を延長する。



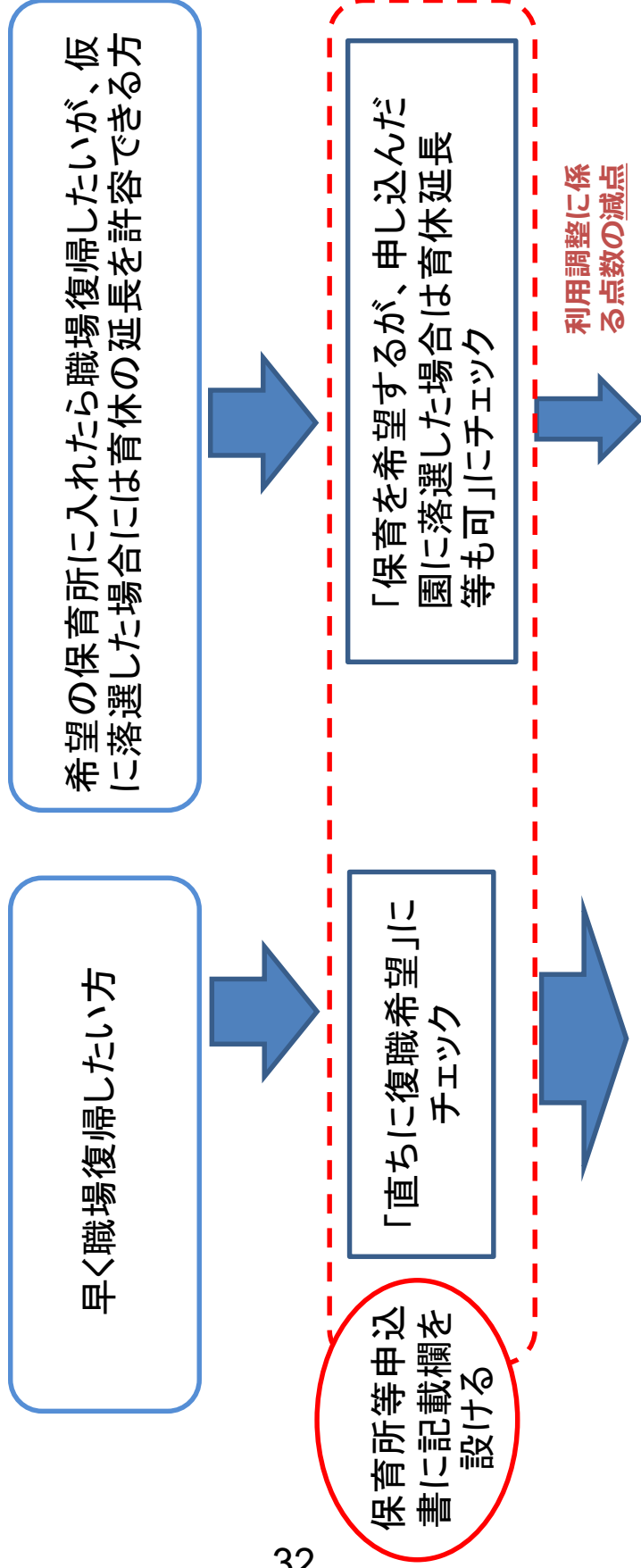
育児休業・育児休業給付の延長に関する基本的な考え方

- 育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合などには、最長2歳に達するまで延長可能。
この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所等に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じている。

- 31 ○ 育児休業・給付の延長は保育所等に入れない場合に限られた例外的措置であり、その証明は個々具体的な保留決定通知書によることが適当で、御提案のような「入所困難地域」の証明だけでは不十分である。保留決定通知書は、保育を希望しながら保育所等に入れなかった場合に必ず交付されるものであり、それを活用することは合理的な取扱いであると考える。

- 保育所等の利用調整に当たり、入園希望者が申し込んだ保育所等に入れなかった場合に育児休業の延長が可能か否かをあらかじめ表示させる等の手法により、保育ニーズの高い方を優先的に扱うなどの運用上の工夫の方法を、国から自治体に提示。

＜運用上の工夫のイメージ＞

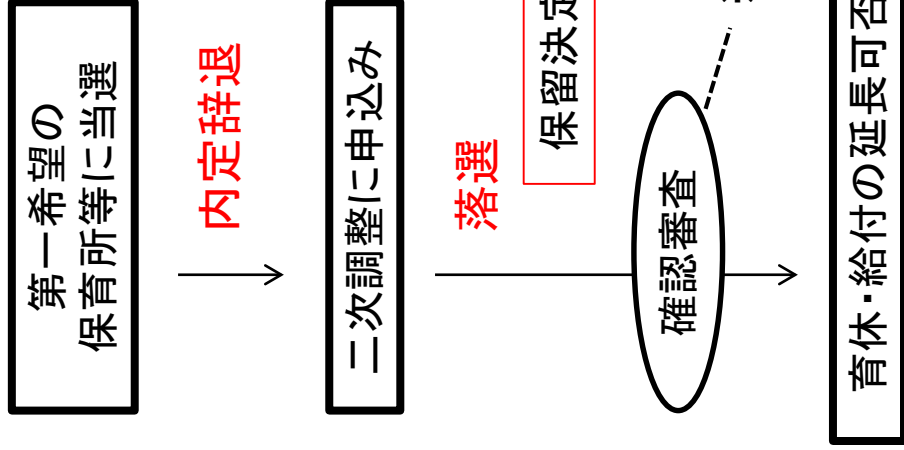


現行どおり利用調整を行う

利用調整の際に、他の利用申込者より優先順位が下げられる。

※保育所等に空きが無い場合は落選

明らかに制度趣旨とは異なると思われる育児休業・給付の延長の申出があった場合に、やむを得ない理由を確認できるようにし、適切に対処する。



育児休業制度の適切な運用が図られる